

今後の教員免許制度の在り方について（答申）（抄）

（平成14年2月21日中央教育審議会）

Ⅲ 特別免許状の活用促進

4. 特別免許状の活用促進のための具体的方策

（1）制度上の改善

③ 有効期限の撤廃

特別免許状の授与を受ける者の身分の安定を図るため、特別免許状の有効期限を撤廃する。また、これに伴い、教員資格認定試験については、廃止することを含めその見直しを行うことが必要である。

（1）制度上の改善

特別免許状の授与を促進し、特別免許状による社会人活用を増大していくためには、その授与要件、授与手続及び有効期限について次のような改善を行うことが必要である。

③ 有効期限の撤廃

現在、特別免許状の有効期限は、5年以上10年以内で教育委員会規則で定める期間となっており、都道府県教育委員会等でその年数は異なるが、最長で10年となっている。

このように特別免許状に有効期限が付されていることが、授与を受ける側にとって身分について不安感を与え、特別免許状の授与が進まない要因の一つと考える。今後、特別免許状の授与を受ける者の身分の安定を図るため、特別免許状の有効期限を撤廃する。

特別免許状の有効期限の撤廃に伴い、教員不足や大学における養成になじまない教科等に係る教員を確保する目的で実施している教員資格認定試験の見直しの検討が必要となる。例えば、高等学校看護の教員については、現在大学においても養成を行っているが、養成人数が少なく教員不足となっているため、教員資格認定試験を実施し確保している。しかし、特別免許状の有効期限を撤廃することにより特別免許状の授与で制度上代替できることになる。このほか、高等学校教科領域一部免許状、小学校二種免許状等も含め、今後の教員資格認定試験の在り方については、廃止することを含めその見直しを行うことが必要である。